

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	5	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input checked="" type="checkbox"/> 不動産取得税 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
要望項目名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> ・特例措置の内容 <p>情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1／2に相当する面積を5年間控除</p> 		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、 同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 同法第313条第2項 </div>		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	— (▲50)	[平年度] — (▲50) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。</p> <p>そのような中、AIやIoTなどの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の事業は、今後も成長が見込まれるところである。</p> <p>このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成10年度に、情報通信産業振興地域、平成14年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図ったものである。</p> <p>今回改正（延長）の要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を、沖縄振興特別措置法の期限（令和4年3月31日）に合わせ、要望するものであり、本特例措置を延長することにより、引き続き、対象産業を効果的に集積することで、沖縄の情報通信産業の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>		
本要望に対応する縮減案			

	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】V. 情報通信（ICT 政策） 【施策】2. 情報通信技術高度利活用の推進																																																	
	政策の達成目標	<p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業の立地企業数の増加 ・立地企業による雇用者数の増加 ・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加 <p>2. 測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数の増加 ・本制度を活用した企業による雇用者数の増加 																																																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日までの1年間																																																	
合理性	同上の期間中の達成目標	<p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする。 ・立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。 ・ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。 <p>2. 測定指標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出後に本制度を活用した企業数 37社 ・進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人 																																																	
	政策目標の達成状況	<p>情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している。一方、ソフトウェア業の一人あたりの年間売上高については5年前と比較して増加しているものの近年伸び悩んでいる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H25年度</th><th>H26年度</th><th>H27年度</th><th>H28年度</th><th>H29年度</th><th>H30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数（社）</td><td>301</td><td>346</td><td>387</td><td>427</td><td>454</td><td>470</td></tr> <tr> <td>雇用者数（人）</td><td>24,869</td><td>25,912</td><td>26,627</td><td>28,045</td><td>29,379</td><td>29,403</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高</td><td>844</td><td>1,263</td><td>1,213</td><td>1,379</td><td>1,319</td><td>1,124</td></tr> <tr> <td>立地企業の増加率（%）</td><td>14.4</td><td>15</td><td>11.8</td><td>10.3</td><td>6.3</td><td>3.5</td></tr> <tr> <td>雇用者数の増加率（%）</td><td>4.8</td><td>4.2</td><td>2.8</td><td>5.3</td><td>4.8</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）</td><td>—</td><td>49.6</td><td>△4.0</td><td>13.7</td><td>△4.3</td><td>△14.7</td></tr> </tbody> </table> <p>※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査 ※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29、30年度は特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成28年は経済センサス（総務省）。</p>		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	立地企業数（社）	301	346	387	427	454	470	雇用者数（人）	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124	立地企業の増加率（%）	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5	雇用者数の増加率（%）	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）	—	49.6	△4.0	13.7	△4.3	△14.7
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																													
立地企業数（社）	301	346	387	427	454	470																																													
雇用者数（人）	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403																																													
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124																																													
立地企業の増加率（%）	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5																																													
雇用者数の増加率（%）	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1																																													
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）	—	49.6	△4.0	13.7	△4.3	△14.7																																													

有効性	要望の措置の適用見込み	今後は平年度で19件の適用を見込む。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人税の軽減 ・事業所税の資産割の課税標準の特例。 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	一
	要望の措置の妥当性	情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。

(地方税の適用状況)							
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
税負担軽減措置等の適用実績	法人住民税	適用額	118	91	69	70	-
	事業税	適用額	0	0	0	1	-
	事業所税	適用額	5	5	5	5	-
※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。なお、令和元年度については同報告書が公表されていないため記載していない。							
※なお、事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。							
※地方税(事業所税)については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。また、事業所税については那覇市ののみの措置。							
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>平成30年度 適用実態調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 36,143千円 事業税 一千円 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 279千円 事業税 822千円 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(連結) 法人住民税 33,983千円 事業税一千円 <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※国税に連動しない場合は「-」を記載した。</p>						

【測定指標】

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 37 社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670 人

測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標 27 社に対し、見込みが 19 社と 70% の実績に止まり、直近 3 力年は横ばいで推移している。

また、雇用者数については、令和元年度の指標 11,435 人に対し、見込みが 6,669 人と 58% の実績に止まっているものの、直近 3 力年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

実績・見込み :

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37
活用企業数（実績）	21	18	17	-	-	-
活用企業数（見込み）	-	-	-	19	19	20
雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670
雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	-	-	-
雇用者数（見込み）	-	-	-	6,669	6,669	7,020

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。

※令和元年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程

(平成 28 年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：
13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社
- ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：
 $1,879 \text{ 人} + 10 \text{ 社} \times 171 \text{ 人} = 3,589 \text{ 人}$

(平成 29 年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：
15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社
 $1,877 \text{ 人} + 5 \text{ 社} \times 144 \text{ 人} = 2,597 \text{ 人}$

(平成 30 年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：
14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社
 $3,866 \text{ 人} + 6 \text{ 社} \times 351 \text{ 人} = 5,972 \text{ 人}$

(令和元年から令和 3 年度)

- ・1 社当たりの雇用者数は、平成 30 年度沖縄県アンケート調査による推計値 351 人から試算。

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

前回要望時の達成目標

- ・情報通信関連企業の立地数を令和 3 年度までに 560 社とする。
- ・立地企業による雇用者数を令和 3 年度までに 4.2 万人とする。
- ・ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を令和 3 年度までに 1,450 万円とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、平成 31 年 1 月時点で 470 社、29,403 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成 23 年度以降順調に増加している。</p> <p>また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成 25 年度の 844 万円から平成 30 年度の 1,124 万円となっており、徐々にではあるが増加している。</p> <p>これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。</p> <p>しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高については増加しているものの、全国と比較すると平均値を下回っていることから、生産性の向上が課題となっている。</p> <p>一方、ソフトウェア業やコンテンツ制作業の立地数はコールセンターや情報サービス業などと比べ順調に増加すると共に雇用者数も伸びていることから、沖縄県の情報通信産業の構造に少しずつ変化が見られ始めている。このため本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、今後の動向を注視しつつ、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的な I.T.（情報技術）の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成 10 年 ・情報通信産業振興地域の創設</p> <p>平成 14 年 ・5 年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設</p> <p>平成 19 年 ・5 年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和)</p> <p>平成 24 年 ・5 年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等</p> <p>平成 26 年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人→5 人） ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超)</p> <p>平成 29 年 ・2 年間延長</p> <p>平成 31 年 ・2 年間延長</p>